

5 県債の状況

実質公債費比率等について

地方債制度については、地方団体の自主性をより高める観点から地方債の許可制度が廃止され、平成18年度から協議制度に移行されました。これにより財政状況が健全な地方団体は、総務大臣に協議を行えば、仮にその同意がなくとも、あらかじめ議会に報告して地方債を発行できるようになりましたが、一方で、実質赤字が一定以上の団体や公債費等を図る指標として新たに導入された「実質公債費比率」が一定以上の団体は、従前のおり総務大臣の許可を受けなければならないとして、早期の財政健全化への取組を促すための早期是正措置が導入されています。

県債は県の借金でありますから、その発行に当たっては、後年度の償還費負担が県の財政力に相応した範囲にとどまるように、十分配慮する必要があります。この後年度負担の軽重をみる基準として、一般財源に対する県債償還額の割合でとらえた公債費比率や、従来、地方債の許可制限に係る指標として用いられていた起債制限比率という指標がありますが、17年度決算から新たに導入された「実質公債費比率」は、この起債制限比率に公営企業債に係る実質的な負担なども加味して算定したものです。

本県の実質公債費比率は、次表のとおり全国平均を上回っておりますが、類似団体の平均(16.2%)より低く、また、起債制限の範囲内にとどまっております。

また、県債とは別に、将来の支出を伴う債務を負うものに、議会の承認を得て行う債務負担行為があり、県債による債務と債務負担行為による債務を合わせたものが県の実質的な債務となります。

このため、県債や債務負担行為については、将来の財政負担に十分配慮しながら、計画的な執行を図っていく必要があります。本県では、中期財政見通しや行財政改革推進プランを前提として県債の発行等を行っています。

実質公債費比率の推移（普通会計）

(単位:%)

区分	23年度 (決算額)	24年度 (決算額)	25年度 (決算額)	26年度 (決算額)
実質公債費比率 (17年度決算から導入)	14.2	14.3	14.4	14.0
全国平均	13.9	13.7	13.5	13.1
国の関与基準	実質公債費比率が、 18%以上 従前の地方債許可制度が適用。公債費負担適正化計画の策定が必要となる。 25%以上 起債の制限が行われる。 35%以上 原則として地方債を発行できなくなる。			

$$\text{実質公債費比率} = \frac{B + B' - (C + C') - (D + D')}{A - (C + C') - (D + D')} \quad (3\text{か年平均})$$

- A 標準財政規模(標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額)
- B 繰上償還等を除いた公債費充当一般財源
- B' 公営企業の元利償還金に係る一般会計繰出金等(準元利償還金)充当一般財源
- C 普通交付税の算定において、基準財政需要額に算入された元利償還金
- C' 普通交付税の算定において、基準財政需要額に算入された準元利償還金
- D 普通交付税の算定において事業費補正等により別途基準財政需要額に算入された元利償還金
- D' 普通交付税の算定において事業費補正等により別途基準財政需要額に算入された準元利償還金

県債現在高について

平成27年度決算見込における県債発行予定額は1,290億2,300万円となり、県債現在高は平成27年度末で1兆2,467億2,100万円となる見込です。

県債の状況

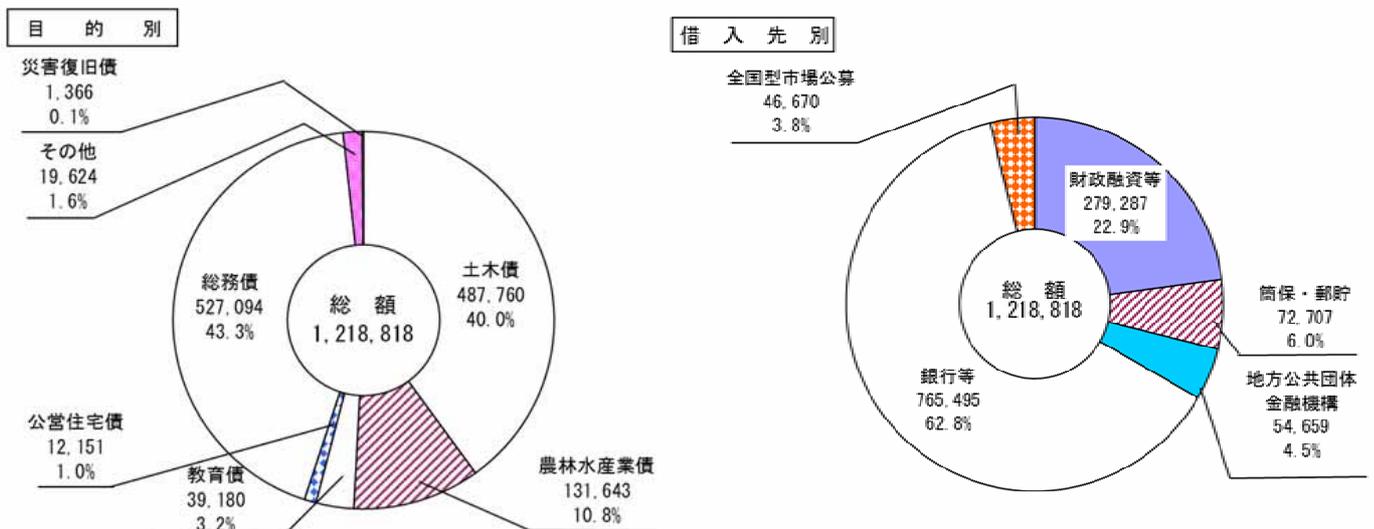
(単位:百万円)

区 分	26年度末 現在高	27年度中増減見込		27年度末 現在高見込額
		起債発行予定額	償還予定額	
一 般 会 計 債	1,218,401	97,112	96,695	1,218,818
普 通 債	1,216,799	96,969	96,315	1,217,453
災 害 復 旧 債	1,602	143	380	1,366
特 別 会 計 債	26,810	31,453	32,095	26,168
母子父子寡婦福祉 資 金	954	0	0	954
農 業 改 良 資 金	424	0	35	389
県 営 林	2,731	40	66	2,705
長 崎 魚 市 場	2	0	1	1
小規模企業者等設備 導 入 資 金	6,915	0	188	6,727
用 地	0	0	0	0
港 湾 整 備	14,022	1,574	1,869	13,726
流 域 下 水 道	1,763	7	104	1,666
公 債 管 理	0	29,832	29,832	0
企 業 会 計 債	1,733	458	456	1,734
交 通	1,733	458	456	1,734
計	1,246,944	129,023	129,247	1,246,721

百万円未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

また、県債現在高の内訳は次のとおりですが、目的別にみると、道路、港湾、住宅など都市基盤の整備を図るために充当された県債や臨時財政対策債が大半を占め、借入先別にみると財政融資と銀行の資金で大半を占めています。

県債現在高の内訳（一般会計、平成27年度末見込、単位：百万円）

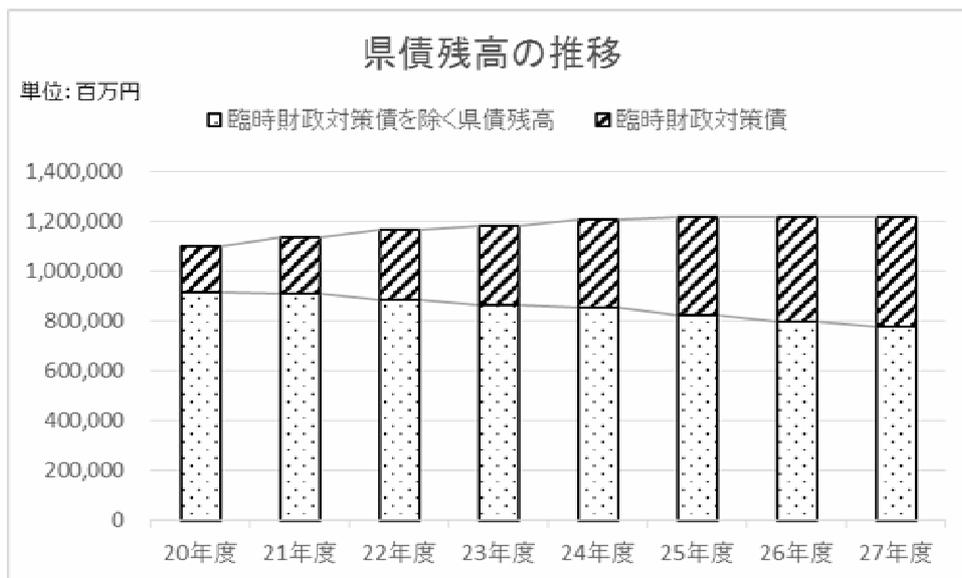


県債残高（一般会計）の推移

平成27年度末の県債残高は、1兆2,188億円を見込んでおり、近年増加傾向にあります
が、これは地方財源不足に対応するために発行した臨時財政対策債によるものです。

臨時財政対策債とは、地方交付税の振り替えに伴い発行が認められている特例地方債
(P.16参照)であり、平成27年度末の県債残高に約4,389億円含まれていますので、これを
除いた県債残高は約7,799億円となり、近年減少傾向にあります。

さらに、県債の約6割が後年度交付税措置されるものであり、国から手当のある有利
なものを優先的に活用しながら県政運営を行っています。



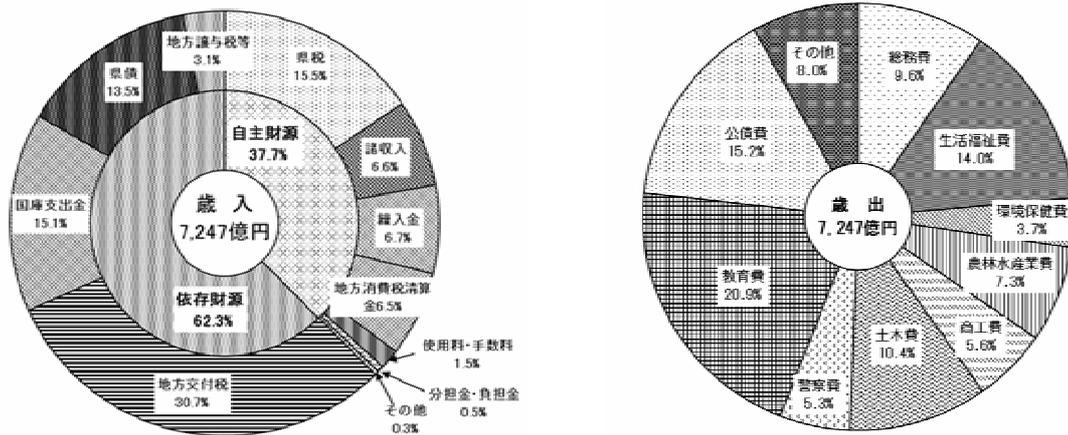
単位: 百万円

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
県債残高	1,103,515	1,137,298	1,165,648	1,182,605	1,209,733	1,218,991	1,218,401	1,218,818
臨時財政対策債	184,764	226,376	279,150	319,334	356,768	393,935	419,971	438,944
臨時財政対策債を除く県債残高	918,751	910,922	886,498	863,271	852,965	825,056	798,430	779,874

コラム6

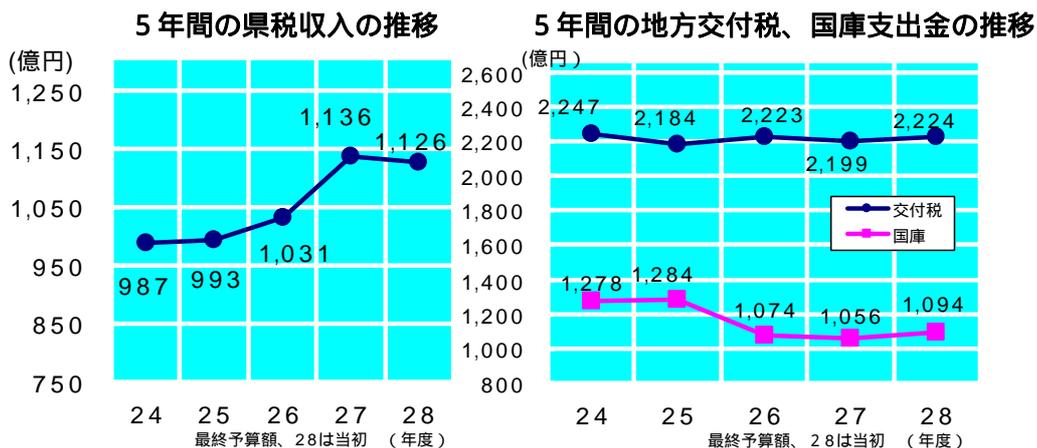
皆様の家計に例えて考えてみます！

本県の財政は、歳入（収入）の面では、自力で確保できる自主財源の比率、とりわけ、家計で言えば給料にあたる県税の歳入に占める割合が低く、歳出（支出）の面では食費・光熱水費など必ず支払わなければならない義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合が高いなど、脆弱な財政構造にあります。



家計では、給料にあたる県税収入が少ない状況

特に収入の柱である県税収入は、収入全体の16%程度（H28当初）であり、また、県民一人当たりの県税収入は8万4千円（H26決算）と全国平均13万9千円（H26決算）を大きく下回っています。



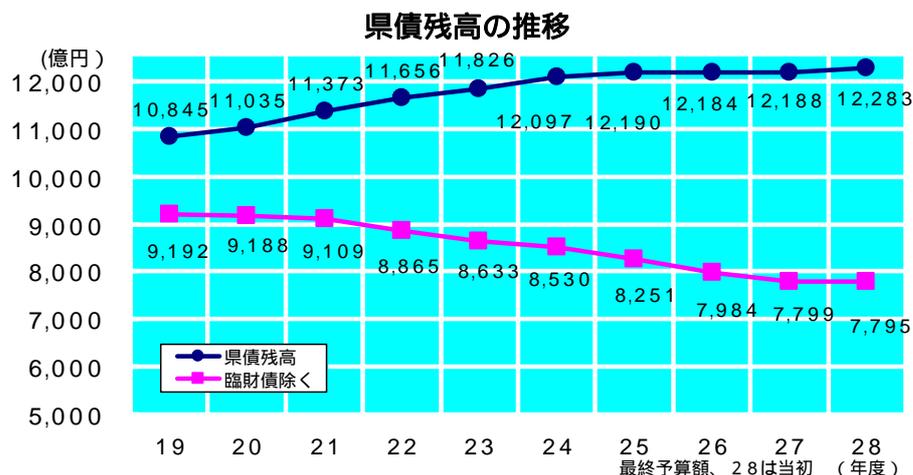
国からの仕送り「地方交付税と国庫支出金」

また、国からの仕送りともいえる、地方交付税と国庫支出金は、本県の歳入（収入）の約46%（H28当初）と約半分を占めていますが、全国平均は30%（H26決算）ですから、それだけ国に依存していることになります。

借金である県債とその返済のための公債費

さらに、自主財源が少ない分を、借入金である県債で賄ってやり繰りしています。借入金は少ないに越したことはありませんが、活力ある将来の長崎県を計画的に造り上げることが未来への私達の責務でもあります。

県民の暮らしの安心・安全の確保や地域の活性化につながる必要な事業は重点的に整備し、事業を進めるにあたっては、国の補助金や交付税制度など有利なものを取り込み、県の負担を少しでも小さくする努力をしています。



増加傾向にある義務的経費

一方、県の支出には、法律等で決まっており、県の判断では増減ができない、義務的経費というものがあります。

家計で言えば、光熱水費、家賃、食費、子どもの教育費のようなもので、生活をするためにはどうしても必要なお金です。

県では、生活保護費など福祉関係の経費である「扶助費」、県職員・教職員・警察官の給料等の「人件費」、借入金返済（県債の償還金）のための「公債費」があります。この義務的経費が多くなると、新しい事業に自由に使えるお金が少なくなります。例えば、家の改修・新築、家電家具の買換、子どもの進学費などが、融通できなくなるようなものです。

本県の場合、県民一人あたり支出額が、22万7千円（H26決算）と全国平均の17万3千円（H26決算）に比べ高くなっています。

将来のために必要な事業は実施します

このような中でも、県政を運営するために、県の貯金（基金）を取り崩しながら財源不足を補っています。

今後の財政運営に当たっては、平成28年度からの「長崎県行財政改革推進プラン」による行財政改革を着実に行うとともに、財政需要額の地方交付税への確実な反映と、必要な地方交付税の総額確保について国に要望を行い、財源の確保を図ります。